

～各種控除額の一覧表～

◎所得控除

＜雑損控除＞

(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額

＜医療費控除＞

医療費の実質負担額－(10万円又は総所得金額等の5%のうちいずれか低い金額)(限度額200万円)
※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

＜社会保険料控除等＞

支払った保険料等の金額

＜生命保険料控除＞

保険料の支払金額		控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額×1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額×1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額×1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

＜地震保険料控除＞

保険料の支払金額		控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額×1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合の限度額は25,000円

＜配偶者控除・配偶者特別控除＞

納税者本人の所得金額	控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除 一般	33万円	22万円	11万円	
配偶者控除 老人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超	33万円	22万円	11万円
	100万円以下	31万円	21万円	11万円
	100万円超			
	105万円以下	26万円	18万円	9万円
	105万円超			
	110万円以下	21万円	14万円	7万円
	110万円超			
	115万円以下	16万円	11万円	6万円
	115万円超			
	120万円以下	11万円	8万円	4万円
	120万円超			
125万円以下	6万円	4万円	2万円	
125万円超				
130万円以下	3万円	2万円	1万円	
130万円超				
133万円以下				

＜障害者控除＞

普通障がい者 26万円 特別障がい者 30万円 同居特別障がい者 53万円

＜寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除＞

寡婦 26万円 ひとり親 30万円 勤労学生 26万円

＜扶養控除＞

一般 33万円 老人 38万円 特定 45万円 同居老親等 45万円

＜基礎控除＞

納税者本人の所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超	29万円
2,450万円以下	
2,450万円超	15万円
2,500万円以下	
2,500万円超	適用なし

◎税額控除

＜調整控除＞

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額		控除の種類	金額				
	基礎控除	5万円		納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超	
障害者控除	普通	1万円	特別配偶者控除	父	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		母	50万円以上 55万円未満	5万円	4万円	2万円
	同居特別	22万円		配偶者控除 一般	5万円	4万円	2万円	
寡婦控除	1万円	配偶者控除 老人	10万円	6万円	3万円			
	ひとり親 父	1万円	特別配偶者控除 一般	5万円	55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	母	5万円	扶養控除 特定	18万円	※納税者本人の所得額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。			
	勤労学生控除	1万円	老人	10万円	同居老親等	13万円		

＜住宅借入金等特別税額控除＞

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)
市民税 3/5 県民税 2/5

＜配当控除＞

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

＜配当割額・株式等譲渡所得割額の控除＞

区分	配当割額又は株式等譲渡所得割額	
	市民税	県民税
	3/5	2/5

＜寄附金税額控除＞

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額
1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2. 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
ただし、1.の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合(%)
195万円以下	84.895
195万円超 330万円以下	79.79
330万円超 695万円以下	69.58
695万円超 900万円以下	66.517
900万円超 1,800万円以下	56.307
1,800万円超 4,000万円以下	49.16
4,000万円超	44.055
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※ふるさと納税ワンストップ特例を適用の方は算出方法が異なります。